公印省略　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務連絡

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年３月１３日

入札参加者各位

うきは市長　髙　木　典　雄

**解体工事における最低制限価格の見直しについて**

うきは市では、これまで解体工事における最低制限価格を設計金額×0.7×1.08で算出しておりましたが、より安全で確実な履行を保障するため、下記のとおり算出方法を改正します。

記

　うきは市が発注する解体工事における最低制限価格は、下記計算式によって得た額（以下「最低制限比較価格」という。）に100分の108を乗じて得た額とする。

**直接工事費×0.80＋共通仮設費×0.90＋現場管理費×0.90＋一般管理費等×0.55**

※ただし、最低制限比較価格が工事価格の10分の9を超える場合にあっては工事価格に10分の9を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とし、10分の7に満たない場合にあっては工事価格に10分の7を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。

※適用日は平成29年4月1日です。（4月1日以降の公告及び指名分から改正）

なお、その他の部分において改正はありません。